

6月26日（火）

平成30年6月26日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝彦
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋博一
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第15号まで及び報告第1号の各号議案、請願第25号及び継続審査中の請願第22号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願1件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成30年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、14億3,200万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金7億4,700万円余、県債3億4,200万円であります。

次に、議案第15号に係る補正は、霧島山火山活動対策に伴う経費について措置するもので、2億7,900万円余の増額となっており、歳入財源は、国庫支出金4,100万円余、繰入金2億3,700万円余であります。

両議案を合わせた補正後の一般会計の予算規

模は5,835億100万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で200万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は134億6,000万円余となります。

次に、霧島山の噴火活動に伴う対策についてであります。

このことについて複数の委員より、「県だけではなく、国や市が行う事業も含めて全体的な事業規模はどれくらいか」との質疑があり、当局より、「プレミアム商品券の発行や金融的な支援など、相当規模になると思うが、国や市の状況も調べた上で取りまとめてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、霧島山火山活動に伴う環境・経済対策方針に掲げる対策等について、国や関係市などの事業も含めた全体像を把握し、そのノウハウ等を蓄積することにより、今後の対応に生かしていただくよう要望いたします。

次に、2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備についてであります。

このことについて委員より、プール整備の検討状況に関して質疑があり、当局より、「これまでの競技団体が求める形を検討し、一定の感触は得たところであるが、今後、基本計画を策定するに当たって、広く民間にアイデア等を募り、施設整備の内容や規模感などを整理した上で、PFIの可能性も含めて検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、体育館の整備内容に関して質疑があり、当局より、「基本計画の中で整備方式も含めて検討しているが、延岡市民体育館の稼働率が高い状況であるため、工事期間も含めて、市民の利用にできる限り支障がない

よう配慮してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、財政面や整備方式等について関係市としっかり協議・連携し、スケジュールにも留意しながら、国体後の利活用も見据えて整備を進めていただくよう、要望いたします。

次に、「みやざき行財政改革プラン（第2期）」に基づく行財政改革の取り組みについてであります。

このうち、「効率的で質の高い行政基盤の構築」にかかわる「市町村との連携」について委員より、「宮崎県・市町村連携推進会議や円卓トークでの意見等に関して、どのようにフォローアップしているのか」との質疑があり、当局より、「意見や要望については、庁内の関係課等にフィードバックしており、何らかの成果が得られるよう意識して取り組んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「市町村からの意見等に真剣に取り組むよう、主管課と関係課との連携を密にしていきたい」との要望がありました。

さらに委員より、「市町村との連携を深めるため、ニーズに合った人材を県から派遣するなど人事交流を強化すべきではないか」との意見があり、当局より、「市町村と連携した人材の育成・確保は必要だと考えており、可能な範囲で市町村からのニーズ等に協力していきたい」との答弁がありました。

次に、防災拠点庁舎についてであります。

このことについて委員より、「先日発生した震度6弱の大阪地震で、多くの人たちがエレベーターに閉じ込められたが、防災拠点庁舎は南海トラフ地震が発生した場合でもきちんと機能

するのか」との質疑があり、当局より、「防災拠点庁舎は免震装置をつけており、震度7でも震度3ぐらいにまで揺れを抑えられるので、基本的にはエレベーターが一時的にとまることがあってもすぐに再始動するため、機能的に問題ない」との答弁がありました。

次に、「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第25号に基づくものであります。

地方消費者行政の充実・強化については、国の地方消費者行政交付金等の措置によって一定の前進が図られてきておりますが、いまだ課題を抱えており、今後も国と一体となって消費者行政をさらに充実する必要があります。

こうした中、今年度の国の同交付金の予算額は、対前年度比で大幅な減額となっており、消費者の安全・安心な消費生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このようなことから、国に対して、同交付金が減額となった影響を把握するとともに、当初予算で確保できなかった交付金額を補正予算で措置することなど、3項目を強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいをいただきますようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第22号については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6,300万円余、特別会計で400万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,231億8,700万円余となります。

このうち、新規事業「国保ヘルスアップ支援事業」についてであります。

この事業は、市町村が取り組む糖尿病の重症化予防において、保健指導を行う保健師の指導力向上を図るため、専門医や糖尿病療養指導士による研修を行うほか、市町村が行う重複服薬者への訪問指導の充実強化のため、県薬剤師会から薬剤師を派遣するなどの支援を行うことで、県民の生活の質の向上と医療費の適正化を図るものであります。

このことについて委員より、「重症化を予防するに当たり、どのように糖尿病及び糖尿病予備軍の方にアプローチをするのか」との質疑があり、当局より、「特定健診の受診結果に基づ

き、重症化のおそれがある方の中から、レセプトデータにより病院を受診していない方を抽出し、医療機関との連携を図りながら、保健師が治療を受けるよう指導を行っていく」との答弁がありました。

また、委員より、「この事業での医療費適正化について、県が目標数値を示した方がいいのではないか」との意見があり、これに対して当局より、「今回の事業だけではなく、特定健診なども含めて見える化することが重要だと考えているため、医療費適正化全体の中で今後検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、青少年自然の家のあり方についてであります。

このことについて委員より、「障がいを持つ子供が使いにくいとの話を聞くが、今後改修を行うなどの検討はしていないのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「福祉保健部が所管する公共施設は、バリアフリー、ユニバーサルデザインが基本であり、障がいのあるなしにかかわらず、全ての方が利用できるような施設の実現に向けて取り組んでいかなければいけないと考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「今後、少子化の影響で青少年の利用が減っていくことも考えられるが、今後の青少年自然の家のあり方についてはどう考えているのか」との質疑があり、これに対して当局より、「少子化が進んでいく現状において、今後、誰もが施設を利用できる形にしていけないといけないと考えており、指定管理者の選定を機に、ハード面の改修も含めて、他部局とも丁寧に議論しながら、今後のあり方について検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、少子化など時代のニーズに合った今後の青少年自然の家のあり方について、しっかり検討していただくとともに、施設のバリアフリー化を推進し、誰もが幅広く利用できる施設としていただきますよう、要望いたします。

次に、児童虐待への対応についてであります。

このことについて委員より、「東京都で起きた虐待死については、児童相談所同士の情報伝達に問題があったと考えられるが、虐待のおそれのある児童が本県から他県に転出した場合、また、本県へ転入した場合の対応は適切に行われているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「国が定めた児童相談所運営指針の中で、他県へのケース移管の手続が定められており、それに基づき適切に対処している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「政府でも、児童相談所の体制強化や関係機関の連携強化について検討されている。相談件数もふえてきている中で、人員もふやしていく必要があると考えるが、体制強化には予算が必要であるため、国の動きを注視しながら、県としても国への要望を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例についてであります。

このことについて当局より、「厚生労働省令の改正及び地域の実情等を踏まえ、県立病院の初診加算料などの上限額を引き上げる」との説明がありました。

これに対し委員より、「難病患者の初診加算料の取り扱いはどうなるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「初診加算料は、救

急患者や難病患者の受診などの「やむを得ない事情があると認められる場合」は徴収しないと規定しているため、難病の治療に高度な医療が必要であり、初診で県立病院を受診せざるを得ない場合は、初診加算料は徴収しない」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「どのような場合に初診加算料が不要となるのかわかりにくいため、上限額の引き上げとあわせて周知を徹底していただきたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「平成30年10月1日の施行までに、初診加算料の上限額を引き上げた趣旨や初診加算料が不要となる場合について十分周知を図ってまいりたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてで

あります。

今回の補正は、議案第1号が、一般会計で600万円余の増額、議案第15号が、活動火山対策に伴う追加補正で一般会計で3,600万円余の増額を行うものであり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は492億1,100万円余となります。

次に、立地企業の雇用と地元中小企業の育成についてであります。

このことについて委員より、「立地企業による雇用が進む一方で、中には地元中小企業の人材が流出している状況もあると聞くが、どう捉えているか」との質疑があり、当局より、「雇用条件のよい企業に人材が流れることをとめることは難しいが、地元中小企業者に対しては、県産業振興機構を通じて幅広い支援を行っている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「技術革新が進んで生産性が向上し、人余り現象が生じて誘致企業が本県から撤退していくようなこともあり得るので、宮崎を支える地元中小企業を育てておくことが肝心ではないか」との意見があり、当局より、「地元中小企業の強みを生かして本県産業全体の底上げを図るため、引き続き地元中小企業にもきちんと目を向けていきたい」との答弁がありました。

次に、新宿みやざき館KONNEに関する諸問題等についてであります。

これは、株式会社エー・ピーカンパニーに、景品表示法違反の疑いがあるとの情報を得ながら、新宿KONNE 2階のレストランの運営を委託し、その後、当該企業に対して消費者庁より景品表示法に基づく措置命令が出されたものなどあります。

このことについて委員より、「県の重要な情

報発信拠点にかかわることであり、また、県が運営を任せようとしている会社でもあるので、消費者庁任せにせず、県としてしっかりとした調査を行うなど、慎重に取り扱うべきではなかったのか」との質疑があり、当局より、「今となつては、慎重にすべきであったと重く受けとめている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「当該企業に対して、景品表示法に基づく課徴金納付命令の処分可能性が残っている段階で、レストラン運営を継続させることを判断するのはいかがなものか」との意見がありました。

さらに、新宿KONNEのリニューアルに当たり、工事請負費の予算を補助金に流用していたことについて、複数の委員より、「特に慎重に議論した重要な事業の予算に対して、議会への説明がなされないまま、補助金への流用手続が行われたことは、大変大きな問題であり、議会軽視ではないか」との強い意見がありました。

これらのことについて、郡司副知事より、「当該企業が二度と信頼を損なうことのないよう、県としてしっかり指導を行っていく。新宿KONNEのレストランについては、当面の間、暫定的に運営の委託を継続し、その間においてエー・ピーカンパニー社の運営のあり方をしっかりと検証し、その機能を十分に果たすことができないと判断した場合には、県として適切に対処してまいりたい。部局間の連携や県議会への報告等に対して、職員の指導に責任を持って、しっかり対応してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県のブランドイメージを損なうことのないよう、知事を中心に連携して慎重に取り組んでいただくよう要望

いたします。

また、本県の情報発信拠点のリニューアルという重要な事業の実施方法の変更について、議会に十分な報告がなされなかったことは大変遺憾であります。今後は、議会の声に真摯に耳を傾け、丁寧な説明を強く要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7億3,000万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は721億7,200万円余となります。

次に、議案第11号から13号、工事請負契約の変更についてであります。

これは、国が最近の労働市場の実勢価値を適切・迅速に反映した積算とするため、例年4月の単価改定を1カ月前倒ししたことを踏まえ、県も同様の対応としたことから、変更契約を行うものであります。

このことについて委員より、「例えば、工法の変更検討による工事の一時中止の際など、現場での作業内容について事細かな指示を行うとともに、その指示に沿って契約の変更を行うよう指導するなど、改正品確法など担い手3法の目的に沿った適正な契約の変更を徹底していただきたい」との意見があり、当局より、「一昨年に設計変更ガイドラインを作成し、その徹底を図ることを指導しているところであるので、今後とも指導に努めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 次は、環境農林水産常任委員会、二見康之委員長。

○**二見康之議員**〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、第1号議案が一般会計で1億600万円余の増額、第15号議案が硫黄山噴火対策に伴う追加補正で、一般会計で4,000万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は225億8,100万円余となります。

このうち、水質白濁等に係る監視・対策検討事業についてであります。

これは、長江川・川内川水系の水質などの監視を強化し、検査結果を関係機関と共有、公表するとともに、国や宮崎大学などの有識者等と連携し、水質改善や沈殿物処理対策を検討していくものであります。

このことについて委員より、「下流域の流水は水質が改善しているとのことであるが、有害物質を含んだ上流域の流水や、沈殿池の沈殿物の処理は残っている。今後どのような段階で安全宣言をすることになるのか。他県で事例はあるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「沈殿物と、水に溶け出している有害物質をどう処理していくのかについては、これからこの事業で研究する予定

である。他県の事例が幾つかあるようなので、どのように対応していくのか、今後研究してまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、第1号議案が一般会計で5億2,400万円余の増額、第15号議案が硫黄山噴火対策に伴う追加補正で、一般会計で2億100万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は407億6,500万円余となります。

このうち、硫黄山噴火に伴う緊急用水確保対策等についてであります。

このことについて委員より、「既存の湧水池などで水量が足りないと思われる場合、井戸を掘るなどの対応は考えられるのか」との質疑があり、当局より、「まずは水源調査を踏まえた上での検討になるが、井戸掘削については、国庫補助事業の活用可否も含め、国にも相談するとともに、えびの市や地元農家とも協議しながら、適地があれば試掘をしていく方向で検討している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農家の今後の営農の意向をしっかりと確認しながら、農業用水の確保対策に取り組むとともに、農家が安心して農業を続けられるよう、今回の支援策に係る補正予算を有効に活用していただくことを要望します。

次に、主要農作物種子法廃止後の種子制度についてであります。

このことについて委員より、「農業関係団体から、主要農作物種子法廃止後も、引き続き県が公的種子制度を維持するために条例制定を求める要請が上がっているが、どういう状況なのか」との質疑があり、当局より、「本年4月の

同法廃止後も、要綱制定により従前と変わらない体制をとっているところであるが、農業関係団体から不安視する声があることを踏まえ、他県における事例なども調査しながら、条例制定の必要性も含めて検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、みやざきブランド製品の取り扱いについてであります。

このことについて委員より、「本年5月に、みやざき地頭鶏出荷量の約半数を扱う株式会社エー・ピーカンパニーが消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受けたことによって、生産者への影響が懸念されるが、どのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「エー・ピーカンパニーから、みやざき地頭鶏事業協同組合、生産者を初めとする関係者に対して謝罪があり、措置命令に至った経緯とその後の改善状況について説明がなされた。みやざき地頭鶏事業協同組合から、同社以外のみやざき地頭鶏取扱指定店にも適正な表示を徹底するよう依頼をしたところであり、風評被害によって取引量が減るなどの懸念もあったが、現時点では、ほかの指定店も含めて冷静な対応をいただいている。県としては、このような事案が起きないように、情報共有や指導の徹底を図るとともに、関係者と連携を図りながら、さらなる生産拡大、販路拡大に努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、このほかにも、西都市の有限会社安藤商店が、国産乾シイタケに中国産乾シイタケを混ぜたものを「宮崎県産」などと偽って表示した事案も発生していることから、当委員会といたしましては、みやざきブランド製品の生産地としての誇りと信用を守るために、より一層の指導徹底と信頼回復のための取り組みを進めて

いただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件はございませんが、当局より報告を受けた案件のうち、議論のありました主な事項について申し上げます。

まず、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第4期指定についてであります。

このことについて委員より、「ここ2年間、経営収支が赤字になっており、ゴルフ人口の減少等もあることから、指定管理者の応募がないということも考えられるが、どう考えているのか」との質疑があり、当局より、「第4期の指定においては、多数の応募があるよう、広報に努めるとともに、指定管理者からの納付金の減額や、施設運営における指定管理者の修繕等の負担限度額を軽減することで、応募しやすい工夫をしている」との答弁がありました。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画(後期実施計画)についてであります。

このことについて当局より、パブリックコメントにおいて修正を求める意見がなかったことから、定例教育委員会を経て、当計画については、素案のとおり決定したとの説明がありまし

た。

これに対して委員より、「後期計画には、前期・中期計画の内容が引き継がれているのか」との質疑があり、当局より、「中期計画の流れを踏まえて後期計画を策定しているが、後期計画では、中期計画ではあった県立高等学校の再編整備を原則行わないこととしており、ソフト面の見直しを行っている」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「県立高等学校の再編整備については、関係者が納得できる明確な基準を設けるべきではないか」との意見がありました。

次に、県内の外事情勢についてであります。

このことについて当局より、本県においても、外国人技能実習生や留学生、外国クルーズ船の寄港数増加により、居住外国人や外国人観光客が増加しており、外国クルーズ船の乗客や外国人技能実習生の不法就労が目的と見られる失踪事案が発生しているとの報告がありました。

これに対して委員より、「県内において外国人による犯罪が起きた場合に、言葉の問題があるが、どのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「県警の中に各種言語に対応した通訳人がおり、語学研修も行われている。通訳人がいない言語については、民間の通訳人の協力を仰ぎながら対応しているが、少数言語等対応できない言語については、ネットワークを通じて通訳人の確保に努めたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてそ

の取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] おはようございます。私は日本共産党を代表して、2つの案件について討論をいたします。

まず、議案第5号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

本条例改正は、地域医療支援病院に指定されている県立延岡病院の初診加算料及び再診加算料の額が義務づけられたとして、初診加算料の現行2,700円を5,000円に引き上げ、再診加算料2,500円を新設し、あわせて宮崎病院・日南病院の初診加算料いずれも1,620円を、宮崎病院は3,000円に、日南病院は2,500円に引き上げるというものであります。

県立病院における初診加算料や再診加算料の患者負担は、国が進める医療制度改革に沿って、県立病院と周辺医療機関との機能分担、連携強化を図るとして導入されたもので、地域医療機関、すなわち個人病院の紹介状のない患者に直接、費用負担をかけるものです。特に地域医療支援病院に重点が置かれています。本県で

は、延岡病院だけが地域医療支援病院であり、今回の引き上げで、延岡病院の初診加算料は日南病院の2倍、再診加算料は延岡病院のみであります。

県立病院が、地域医療機関では対応できない重症患者への高度医療の役割を担う拠点病院として重要な役割を果たしており、一方、地域医療機関は、住民の身近なかかりつけ医としての役割を担っています。それぞれの役割分担を明確にして連携を図り、県民に、より必要な医療を提供することは重要であると考えます。

しかし、かかりつけ医としての個人病院とのすみ分け、役割分担を進めるために、個人病院の紹介状のない患者に多額の費用負担をかけるやり方で受診抑制を図ることは、妥当な方法とは思いません。まずは、かかりつけ医の体制を患者ニーズに合わせたものにしていくこと等を前提に、県民の納得・協力を得られる方策を探ることが必要であると考えます。単に経済的負担でのすみ分け、さらにその引き上げには同意できないものであります。

次に、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について申し上げます。

本請願についての委員長報告は、前議会に続き継続審査というものでありますが、採択を求めるものであります。

子供の医療費助成制度をめぐるこの2年間の状況は、通院・入院とも小学校就学前、またはそれ以下というのが、本県を初め全国では22府県ありましたが、福岡県が通院・入院とも小学校卒業まで拡大し、本年4月1日現在では21府県となりました。秋田県と徳島県は、通院・入院とも小学校卒業から中学校卒業までとなり、奈良県は、通院を就学前から一気に入院と同じく中学校卒業まで拡大しました。

県内の自治体は、詳細には申し上げませんが、この間に延岡市が入院で、日南市が通院と入院で、国富町が通院で、高鍋町が通院と入院で、西米良村が通院と入院で、それぞれ前進させてまいりました。県内において、通院・入院いずれも小学校就学前までというのは、宮崎市と都城市の2つの市だけという状況であります。

国内、県内の状況を見ると、生をうけた全ての子供を元気に育てることを社会の責任として捉え、発展させている姿であると思います。財政状況の強弱では決してありません。少子化の進行、格差と子供の貧困の広がりの中で、子供の健康と命を守ることは、何よりも優先しなければならない課題であることは自明のことであり、このことから各自治体が独自に拡充・発展させており、この流れはさらに大きくなると確信をいたします。

子供の医療費助成制度の重要性から、「政府が統一して行うべきもの」という意見があります。これは当然のことです。しかし、このことをもって自治体が制度の拡充に消極的になる理由にはなりません。むしろ、全国の自治体が日々拡充してこそ、政府が統一して行う大きな力になることは疑いないと思います。

本請願が議題になるたびに、制度の重要性や本県予算規模からも拡充可能なものであること、また、県民の県政への参加と請願権、さらには請願に対する県議会のあり方について率直に述べてまいりました。改めて本請願が採択されるよう、議員各位の賢明な判断を切に求めて討論を終わりたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第5号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第5号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第4号まで、第6号から第15号まで及び報告第1号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第4号まで、第6号から第15号まで及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 請願第25号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第25号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成30年6月26日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第1号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書

議員発議案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第4号

ヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及推進を求める意見書

平成30年6月26日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 総務政策常任委員長 松村悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで

追加上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○蓬原正三議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 知事発言

○蓬原正三議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 発言の機会を

いただき、ありがとうございます。

今議会におきます新宿みやぎ館KONNEに関する諸問題につきまして、県議会を初め情報提供をいただいた方々、全国の皆様に多大な御迷惑をおかけし、信頼や御期待を損なうことになりましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

県におきましては、昨日、臨時の幹部会議を招集し、今回の経緯を踏まえ、またこのことを教訓とし、改めて、今後の的確な対応や庁内の情報共有・連携の徹底、議会への丁寧な説明等につきまして、私から指示をしたところであります。

今後とも、本県のブランドイメージの維持・向上、さらには県勢発展のため、車の両輪であります県議会の皆様とともに、誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年6月定例県議会を閉会いたします。

午前10時50分閉会